

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
と畜場法(昭和28年法律第114号)第16条	と殺禁止等	生活衛生課

1 法第16条に基づき、公衆衛生上必要な限度において、同条各号に掲げる措置をとる場合の審査基準は次のとおり。

法第14条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認められ、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体によりウイルスを伝染させるおそれがあると認められるときであって、当該措置が必要であると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。